

施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱

24 生産第 2901 号
平成 25 年 2 月 26 日
農林水産事務次官依命通知

改正 令和 3 年 4 月 23 日 3 生産第 241 号

(通則)

第 1 施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2900 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 この補助金は、施設園芸及び茶業（以下「施設園芸等」という。）について、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「補助事業者」という。）が、燃油価格の高騰が施設園芸等農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための仕組みを運営し、農業者と国の拠出により施設園芸等用燃油価格差補填金を交付するために必要な事業（以下「基金事業」という。）を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成することを目的とする。

(交付の対象等)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、基金事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として、大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の補助率は定額とする。

3 第 1 項において造成した基金により実施する基金事業は、実施要綱第 4 の 2 に定める事業の実施期間の終期に終了するものとする。

ただし、生産局長が特に認めた場合にあっては、期間を延長することができる。

(交付の申請)

第 4 補助金の交付を受けようとする者は、適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条の規定により別記様式第 1 号による交付申請書に別記様式第 2 号による基金事業計画書を添えて、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第5 大臣は、第4の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。また、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて、当該通知を行うものとする。
- 2 第4の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(交付の条件)

- 第6 次に掲げる事項は、大臣が、第5第1項の規定により補助金の交付決定を行うときに付する条件となるものとする。
- 一 第4で提出された基金事業計画書において予定されていた内容の変更（軽微なものを除く。）をする場合には、規則第3条第1号の規定に基づき別記様式第3号による変更承認申請書を大臣に提出し、承認を受けなければならないこと。
 - 二 基金事業を中止し、又は廃止する場合には、規則第3条第1号の規定に基づき別紙様式第3号による大臣の承認を受けなければならないこと。
 - 三 基金事業が予定期間内に完了しない場合又は基金事業の遂行が困難となった場合には、規則第3条第2号に基づき速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - 四 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に反して、基金を取り崩し、処分し又は担保に供してはならないこと。
 - 五 基金は元本割れを起こさない方法で運用し、かつ運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れること。
 - 六 補助事業者は、基金事業が完了したとき（第2号における基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して70日を経過した日までに別記様式第4号による基金事業完了報告書を大臣に提出しなければならないこと。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならないこと。

(軽微な変更)

- 第7 規則第3条第1号イ及びロに定める軽微な変更は、次に定める重要な変更以外の変更とする。
- 一 補助事業者名称の変更
 - 二 事業の中止又は廃止
 - 三 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
 - 四 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(申請の取下げ)

- 第8 補助事業者は、第5第1項の通知を受けたとき、当該通知書の内容及び第6

に基づき付された条件に不服がある場合は、適正化法第9条第1項の規定により補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとする場合、第5第1項の規定による通知を受けた日から起算して15日以内に、別記様式第5号による交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第9 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類については、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年が経過した日まで、これを保管しておかなければならない。

- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類のうち、電磁記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金の請求)

第10 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第6号による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第11 補助事業者は、基金の造成が完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第7号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12 大臣は、第11の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13 大臣は、第6第2号の基金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付決定後生じた事情の変更等により基金事業を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、返還に係る金額に対して、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12第3項の規定を準用する。

(基金事業の経理等)

- 第14 補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、第1項の帳簿については、毎年度分を整備保管し、基金事業を完了又は中止若しくは廃止した場合は、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項の証拠書類については、毎年度分を整備保管し、毎年度の事業完了の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類のうち、電磁記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(残余財産の処分の制限等)

- 第15 補助事業者は、基金事業が終了した後に当該事業に係る残余財産の処分を行うときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項において大臣の承認を受けたときは、基金を造成するために交付した補助金の金額を限度として大臣が定める金額を、国に納付しなければならない。

(基金事業及び基金の状況報告)

- 第16 大臣は、基金事業及び基金の管理及び運用について、特に必要と認めるときは、補助事業者に対して、書面により状況を報告するよう命ずることができる。

(是正のための措置)

第 17 大臣は、基金事業及び基金の管理又は運用が適正に実施されていないと認めるときは、補助事業者に対して是正のための措置をとるべきことを命ずることができる。

(基本的事項の公表)

第 18 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第 19 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない（別途指示がある場合はこれによること）。

(使用見込みの低い基金の返納)

第 20 補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(他用途使用の禁止)

第 21 基金は、施設園芸等燃油価格高騰対策以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に事業実施者に対して付すべき条件)

第 22 補助事業者は、基金から事業実施者に対して補助金を交付するときは、本要綱第 14、第 15 及び第 21 の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第 23 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）の 3 及び 4 に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

附則

この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附則（平成 25 年 11 月 11 日 25 生産第 2317 号）

この改正は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。

附則（平成 27 年 1 月 9 日 26 生産第 2483 号）

この改正は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。

附則（平成 28 年 4 月 1 日 27 生産第 2844 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 29 年 3 月 28 日 28 生産第 2044 号）

- 1 この改正は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日において、同要綱による改正前の燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱に基づき既に事業を実施している者は、この要綱による改正後の施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱に基づき事業を実施している者とみなし、同要綱の規定を適用する。

附則（令和 3 年 4 月 23 日 3 生産第 241 号）

この改正は、令和 3 年 4 月 23 日から施行する。